資料３

 **第１回大阪府行政不服審査会（H28.5.6）における委員の質問等に対する事務局の意見について** 平成28年7月15日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【質問１】大阪府行政不服審査会に提出する諮問書の添付書類のうち、裁決に相当する内容を記載した書類（大阪府行政不服審査会運営要領第３条第１号に規定する書類をいう。以下「裁決相当書類」という。）について、同審査会に対して、行政不服審査法（以下「法」という。）第78条第１項の規定に基づき、その閲覧又は写しの交付の求めがあった場合、これを認めるべきか。【事務局の意見】　　下記の理由により、裁決相当書類を閲覧させ、又はその写しを交付すべきと考えます。　　　①　法第78条第１項の閲覧又は写しの交付の対象となる「審査会に提出された主張書面又は資料」には、諮問時に審査庁から提出される諮問書の添付書類も含まれると解されていること。　　　②　裁決相当書類は、審査会が調査審議するための資料の１つであり、また、審査庁が審査会に対してその意見等を主張するための書面の１つとなると考えられること。　　　③　閲覧等の趣旨が、審査関係人が十分な主張・立証をすることができるようにするためであること。　　１　行政不服審査会への諮問手続の意義　　　　○　第三者機関が、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の客観性・公正性を高める。　　２　裁決相当書類を諮問書の添付書類とする理由　　　　○　審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックするため、審査庁の裁決の考え方（方向性、その　　　　理由等）を記載した書類の添付を求める。　３　閲覧又は写しの交付の対象　（「逐条解説 行政不服審査法」平成28年４月（抜粋））○　閲覧又は写しの交付の対象となる「審査会に提出された主張書面又は資料」とは、法第74条の規定により審査関係人に提出を求めた主張書面又は資料及び法第76条の規定により審査関係人から提出された主張書面又は資料のほか、諮問時に審査庁から提出される諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）も含まれると解されている。　　４　総務省の見解　　　　○　国の場合、審査会が、審査庁に対して、諮問説明書（裁決についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）の提出を求めている。（行政不服審査会運営規則）○　諮問説明書は、法第78条の「審査会に提出された主張書面又は資料」に該当すると考えられるため、その閲覧又は写しの交付の求めがあれば、同条の規定に基づいて認めることになる。　　　　（総務省行政管理局行政手続室に確認済） ＜備考＞同規則の「主張書面等閲覧等請求書」（様式第13号）において、閲覧等を求める主張書面等の例示として「審査庁が提出した諮問説明書及び資料」が記載されている。　５　他県の意見　　〇　他県の行政不服審査会事務局（10都道府県）の担当課に照会したところ、概ね次のとおり回答がありました。（ただし、現時点での事務局担当課の意見であることを申し添えます。）　　　　①　上記３の法解釈によれば、諮問書の添付資料である諮問説明書の閲覧等は可能と考える。（５）②　諮問説明書は、審査庁の主張書面と考えられるので、閲覧等は可能と考える。（２）③　法78条第１項の規定に基づき、審査会が個別に判断することになる。（２）④　審査会の審議資料となる審理員意見書の内容を審査請求人に了知させるためこれを送付することとしている法の趣旨からすれば、諮問説明書の閲覧等を拒むべきでない。（１）　　　　（※）カッコ書は、回答のあった都道府県の数です。 【質問２】　　　 審査会に提出された主張書面又は資料のうち、写しの交付の対象となっているもの（以下「謄写対象　　 の審査会提出主張書面等」という。）について、審査会の判断等により、写しの交付の手続を経ないで、無料で情報提供等することはできないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【事務局の意見】○　下記の書類は、審査請求人等に送付する旨、法に定められています。（例）弁明書、反論書、（参加人の）意見書、審理員意見書など○　一方、謄写対象の審査会提出主張書面等（【質問１】の「３　閲覧又は写しの交付の対象」参照）については、審査請求人等に送付する旨、法に定められていないもの（（例）裁決相当書類）もあります。〇　しかしながら、謄写対象の審査会提出主張書面等については、大阪府行政不服審査法関係事務手数料条例に基づき、その写しの交付手数料を徴収することとしているため、無料で情報提供することは、適当でないと考えます。（※１）＜備考＞○　一律にあらゆる提出資料等を提供することは、行政不服審査制度の趣旨である簡易迅速性を損なうおそれがあると思われます。（※２）　 　　　例えば、審査会に提出された主張書面又は資料の内容が、審査関係人に既に送付されている書面等と　　　 同様の内容である場合（（例）裁決相当書類が、審理員意見書と同様の内容の場合など）には、審査会から情報提供等を行う必要はないと思われます。（※１）法第38条第5項の減免理由（その他特別の理由）について（総務省行政管理局行政手続室）　　　　　例えば、審理員が、「この提出書類は審査関係人に周知した方がよい」と判断して減免することについては、当該判断は審理員による裁量により行うものであって、写しの交付の求めにより行うものではないため、「その他特別な理由」には該当しない。（※２）法第38条（審査請求人等による審理員に対する提出書類等の閲覧等の求め）の解釈（「逐条解説」（抜粋））審査請求は、証拠資料に当事者の攻撃・防御の機会を保障する訴訟とは異なり、審査庁（審理員）が職権で証拠資料を収集することを認めるなど、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図る制度であり、あらゆる資料について攻撃・防御の機会を一律に保障することは、簡易迅速性を損なうおそれもあることから、参考人の陳述その他の審理手続の経過等に関して審理員が作成した資料は、閲覧等の対象とはしていない。ただし、運用上は、これらの審理手続により新たな事実等が判明した場合には、迅速かつ公正に審理を行う観点から、審査請求人等が了知しない事実により裁決が行われる、いわゆる不意打ちとならないよう、反論の機会を与えるなど、適切な対応がとられることが望まれる。１　他県の意見　〇　他県の行政不服審査会事務局（10都道府県）の担当課に照会したところ、概ね次のとおり回答がありました。（ただし、現時点での事務局担当課の意見であることを申し添えます。）①　法において写しの交付の対象となっている書面については、手数料を徴収する旨、条例で定めており、これを無料で提供することは適当でない。（減免事由に該当する場合は、無料で交付することはできる。）（５）　②　手数料を無料にするのであれば、条例で定めるべきである。運用で対応した場合、取扱いがバラバラに　　なる恐れがあるので、適当でない。（１）　③　現時点では、無料で情報提供をすることは考えていない。（１）④　無料で情報提供することは可能かもしれないが、手数料条例の減免事由との関係を整理することや、情報提供する場合の基準を定めることは、困難と考える。（１）⑤　本県マニュアルに、「運用上、審査請求人等の求めによらず、職権により、提出資料等の写しの交付等を一律に排除するものではない。」と定めているが、具体的な事案を想定しているわけではなく、そのような事案に備えて定めている。（１）⑥　予め審査請求人等が提出資料等の内容を把握することが迅速な調査審議に資すると認めるときは、審査会が個別に判断して、無料で情報提供することは可能と考える。（１）（※）カッコ書は、回答のあった都道府県の数です。  | ≪行政不服審査法（平成26年法律第68号）（抜粋）≫（審査会の調査権限）第74条　審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。（主張書面等の提出）第76条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。（提出資料の閲覧等）第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。２　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。３　審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。４　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。５　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 事件記録 | 根拠条文 |
| 行審法第41条３項に規定されているもの |  |
|  | ○ 審査請求書（行審法第19条） |  |
| ○ 弁明書（行審法第29条） |  |
| 事件記録として政令で定めるもの |  |
|  | ○ 審査請求録取書（行審法第20条） | 行審令第15条第１項第１号 |
| ○ 法第29条第４項各号に掲げる書面 | 行審令第15条第１項第２号 |
| 　・　不利益処分を行う際に聴聞の主宰者から提出された聴聞の調書（行政手続法第24条１項）及び報告書（同条３項） |  |
| 　・　不利益処分を行う際に処分の相手方となるべき者から提出された弁明書（行政手続法第29条第１項） |  |
| ○ 反論書（行審法第30条第１項） | 行審令第15条第１項第３号 |
| ○ 意見書（行審法第30条第２項） | 行審令第15条第１項第４号 |
| ○ 次の手続の記録 | 行審令第15条第１項第５号 |
| 　・　口頭意見陳述（行審法第31条） |  |
| 　・　参考人の陳述又は鑑定（行審法第34条） |  |
| 　・　検証（行審法第35条） |  |
| 　・　審理関係人への質問（行審法第36条） |  |
| 　・　審理手続の申立てに関する意見聴取（行審法第37条） |  |
| ○ 審理関係人から提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（行審法第32条第１・２項） | 行審令第15条第１項第６号 |
| ○ 物件の提出要求（行審法第33条）に応じて提出された書類その他の物件 | 行審令第15条第１項第７号 |

２　減免基準（案）　審査会は、審査請求人又は参加人が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、大阪府行政不服審査法関係事務手数料条例第２条第３号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。（１）生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合（２）天災その他の災害により被害を受けたことによって経済的困難になったと審査会が認める場合（３）その他特別の理由があると審査会が認める場合≪行政不服審査法施行令（抜粋）≫（手数料の減免）第13条　審理員は、法第38条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め１件につき２千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。２　（略）３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。≪生活保護法（抜粋）≫（用語の定義）第６条　この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。２　この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。３－５　（略）（種類）第11条　保護の種類は、次のとおりとする。一　生活扶助二　教育扶助三－八　（略）２　前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。≪大阪府行政不服審査法関係事務手数料条例（平成28年大阪府条例第２号）（抜粋）≫（趣旨）第１条　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項及び第５項（中略）並びに法第81条第３項の規定により読み替えて準用する法第78条第４項及び第５項（中略）の規定に基づき、法第38条第１項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付及び法第81条第３項において準用する法第78条第１項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）の写し又は同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の交付の事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。（手数料の額）第２条　（略）　一・二　（略）三　法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（減免）第４条　審査庁（法第９条第１項に規定する審査庁をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第２条第１号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。２　審理員（法第11条第２項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第２条第２号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。３　大阪府行政不服審査会（大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第１号）第１条に規定する大阪府行政不服審査会をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第２条第３号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。４　（略） |